令和6年度 第 1 回

素材公売の案内

(付 物件明細書)

令和6年5月21日実施



T396-0023

長野県伊那市山寺1499-1

南信森林管理署

TEL 0265-72-7777

(IP 電話) 050-3160-6060

素材公売公告(第1回)

下記のとおり、素材の「資格付き一般競争入札」を実施しますので、買受希望者は、販売物件明細書及び国有林野事業林産物売買契約約款を参照し現物熟覧のうえ国有林野の産物売払規程及び中部森林管理局競争契約入札心得を厳守し、かつ入札者注意書を承諾し入札してください。

記

1. 入札及び開札日時

- (1)入札日 令和6年5月21日(火)
- (2)受付 9時30分から
- (3)入 札 10時00分
- (4) 開 札 即時開札

2. 入札及び開札場所

長野県伊那市山寺1499-1 南信森林管理署 入札室

3. 入札物件及び所在地

物件 番号	樹種	材区分	本数 (本)	材積 (m3)	生産地	物件所在地
1	ヒノキ	全幹材	62	46.40	手良沢山国有林 304ろ1林小班	手良沢山支線林道沿線 (別紙位置図参照)
2	ヒノキ	全幹材	52	48.44	//	"
計			114 94.84			

^{*}内訳は入札物件明細書のとおりです。

4. 入札参加資格

この入札は令和2年度~令和6年度の「一般競争入札参加者資格決定通知書 (林産物関係)」の交付を受けた者でなければ参加することができません。

入札に参加される場合は、入札有資格証明書を必ず持参して、受付の際に提示してください。

なお、有資格者であっても指名停止措置を受けた事業者は参加することができません。

5. 郵 便 入 札

郵便入札を認めます。

なお、郵便入札をされるときは、入札有資格証明書を添付し、令和6年5月20日の16時00分までに、入札書が南信森林管理署に到着するように、封筒の表に「素材公売入札書在中」と明記し、書留または配達証明郵便で差し出してください。

6. 入札の無効

次の事項のいずれかに該当する入札は無効とします。

- (1)契約担当官等が競争参加の資格がないと認めた者が行ったとき。 また、入札参加者の名義変更等があった場合にその承認がされていない 者が行ったとき。
- (2)入札書の誤字、脱字、汚れ、破損、記載漏れなどによって、入札金額、 入札番号または物件名及び名称、商号、氏名を確認することができないと き。
- (3)入札書に署名または記名がないとき(代理人が入札する場合は、代理人であることの表示)。
- (4)入札金額を訂正したもの。
- (5) 改め入札として先に入札した金額に追加する金額の入札書及びこの場合 の先に入札した入札書。
- (6) 別紙2暴力団排除に関する誓約事項について、虚偽またはこれに反する 行為が認められた入札。
- (7)入札事項に違反した入札であるとき。

7. 保証金

(1)入札保証金

入札保証金の納付を免除します。

ただし、落札者が契約を締結しないときは、落札金額(消費税相当額を除く)の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。

なお、この場合、次回以降の入札参加資格を制限する事もあります。

(2)契約保証金

契約保証金の納付を免除します。

8. 契約

(1) 落札決定の日から7日以内に契約書を作成して契約を締結します。 なお、延納を希望される場合は予め申し出てください。

- (2)入札書に記載された金額に当該金額の消費税相当額 10%を加算した金額をもって、落札金額及び契約金額とします。この場合、消費税相当額の 積算において円未満の端数は切り捨てます。
- (3)契約は、契約書に双方の記名押印によって確定します。
- (4) 契約書記載の契約条項に関する契約条件は、「国有林野事業林産物売買契約約款」に定めるところによります。
- (5) 契約締結以降、当契約において違約金、延滞金等率で表されたものにあっては、全て消費税相当額を加算した総額を対象とします。

9. 代金の納入

買受代金は国の発行する納入告知書により納付してください。

10. 代金の延納・延滞金及び利率

売買代金の延納は次の条件により認めます。

(1)延納期間

1件の売買代金が60万円以上となるときは6ヶ月以内の延納を認めます。

(2)担保の種類

ア 国債、地方債、金融債(長期信用銀行法に規定する銀行、農林中央金庫または商工組合中央金庫の発行する債券)。

イ 手形交換所加入銀行、農林水産大臣が確実と認める銀行もしくは信用金庫、農林中央金庫、商工組合中央金庫または都道府県信用農業協同組合連合会(以下「金融機関」と総称する。)の支払保証に係る手形。金融機関に対する定期預金債券。

(3) 利率

年利1.10%

11. 売買代金の納付、延納担保の提供期限

契約締結の日から起算して 20 日以内(土日を含む)とします。

12. 契約不適合の責任

契約締結後において物件の種類、品質若しくは数量に関して契約の内容に 適合しないものであっても、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠 償の請求及び契約の解除をすることができません。

13. 物件の引渡し期限

売買代金の完納または担保提供の日から起算して、15日以内とします。

14. 物件の搬出期限

引渡しが完了した日から2ヵ月とします。

15. 特約事項

別紙1素材公売における特約事項 別紙2暴力団排除に関する誓約事項

16. 入札物件の現地案内(別紙位置図参照)

入札番号	物件所在地	集合場所	集合日時
1~2	手良沢山国有林 304 と林小班	セブンイレブン	5月15日(水)
	(手良沢山支線林道沿線)	伊那伊那部店	10時00分

現地案内の希望者は、前日までに南信森林管理署業務グループ(資源活用担当)まで連絡の上、参加願います。(電話:050-3160-6060)

17. 物件明細書等、各規程等の閲覧場所

入札物件明細書、契約書案、国有林野事業林産物売買契約約款、国有林野の 産物売払規程、中部森林管理局競争契約入札心得、入札者注意書、各種様式(入 札書、委任状)は、南信森林管理署の公告縦覧場所及び入札日の入札会場に提 示してありますので閲覧してください。

18. 適格請求書(インボイス)の交付

インボイスについては、全省庁統一の登録番号等を記載した契約書となり ます。

19. その他

(1)入札参加者は所定の時間を厳守し、開札発表中は退席されないようにしてください。

万一、本事項に反して不利益になっても、責任は負いません。

(2) この入札に関して不明な事項等ありましたら、南信森林管理署総務グループ(経理担当) にお問い合わせ下さい。(TEL: 050-3160-6060)

令和6年 5月 7日

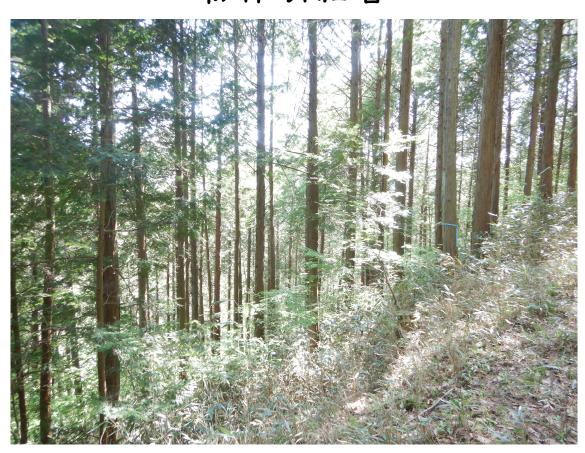
分任契約担当官

南信森林管理署長 滝 勝也

【索材】

令和6年度 第1回

一般競争入札物件明細書



第1号 物件明細書 (ヒノキ全幹材 92年生)



公売年度	公売回数	入札番号	椪	番	号
			05- Z5001		001

** 生立木 一級材 正常 22 17 1 2 1 1 1 1 2 1 1 1 2 <td< th=""><th>樹 種 名</th><th>生被別</th><th>態様区分</th><th>材 種</th><th>品 質</th><th>胸高直径</th><th>樹高</th><th>本 数</th><th>材 積</th></td<>	樹 種 名	生被別	態様区分	材 種	品 質	胸高直径	樹高	本 数	材 積
24	ニノキ								0.
26			·			24			0.
26								1	0.
26						26	17	1	0
26 20 1 28 14 1 28 17 2 28 20 2 28 21 1 30 17 2 30 18 3 30 19 5 30 21 1 32 17 1 32 19 2 32 20 3 34 16 1 34 18 2 34 19 3 34 24 1 36 17 1 36 2 2 36 21 3 36 21 3 36 23 1						26	18	2	0
28 14 1 28 17 2 28 19 2 28 20 2 28 21 1 30 17 2 30 18 3 30 19 5 30 20 2 30 21 1 32 17 1 32 19 2 32 20 3 34 16 1 34 18 2 34 19 3 34 24 1 36 17 1 36 20 2 36 21 3 36 21 3 36 21 3 36 23 1						26	19	2	C
28 17 2 28 19 2 28 20 2 28 21 1 30 17 2 30 18 3 30 19 5 30 20 2 31 19 1 32 19 2 32 19 2 32 20 3 34 16 1 34 18 2 34 19 3 34 24 1 36 17 1 36 20 2 36 20 2 36 21 3 36 21 3 36 21 3 36 21 3 36 21 3 36 23 1						26	20	1	C
28 19 2 28 20 2 28 21 1 30 17 2 30 18 3 30 19 5 30 20 2 30 21 1 32 17 1 32 19 2 32 20 3 34 16 1 34 18 2 34 19 3 34 24 1 36 17 1 36 20 2 36 21 3 36 21 3 36 21 3 36 21 3						28	14	1	(
28 20 2 28 21 1 30 17 2 30 18 3 30 19 5 30 20 2 30 21 1 32 17 1 32 19 2 32 20 3 34 16 1 34 18 2 34 19 3 34 24 1 36 17 1 36 20 2 36 21 3 36 21 3 36 21 3 36 23 1						28	17	2	(
28 21 1 30 17 2 30 18 3 30 19 5 30 20 2 30 21 1 32 17 1 32 19 2 32 20 3 34 16 1 34 18 2 34 19 3 34 24 1 36 17 1 36 20 2 36 21 3 36 21 3 36 21 3 36 21 3 36 21 3 36 23 1						28	19	2]
30 17 2 30 18 3 30 19 5 30 20 2 30 21 1 32 17 1 32 19 2 32 20 3 34 16 1 34 18 2 34 19 3 34 24 1 36 17 1 36 20 2 36 21 3 36 21 3 36 23 1						28	20	2	
30 18 3 3 30 19 5 30 20 2 30 21 1 30 32 17 1 30 32 19 2 30 30 32 30 30 32 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30						28	21	1	(
30 19 5 30 20 2 30 21 1 31 1 32 17 1 32 19 2 32 20 3 34 16 1 34 18 2 34 19 3 34 19 3 34 24 1 36 17 1 36 20 2 36 21 3 36 21 3						30	17	2	
30 20 2 30 21 1 32 17 1 32 19 2 32 20 3 34 16 1 34 18 2 34 19 3 34 19 3 34 24 1 36 17 1 36 20 2 36 21 3 36 21 3						30	18	3	
30 21 1 32 17 1 32 19 2 32 20 3 34 16 1 34 18 2 34 19 3 34 19 3 34 24 1 36 17 1 36 20 2 36 21 3 36 23 1						30	19	5	
32 17 1 32 19 2 32 20 3 34 16 1 34 18 2 34 19 3 34 24 1 36 17 1 36 20 2 36 21 3 36 23 1						30	20	2	
32 19 2 32 20 3 34 16 1 34 18 2 34 19 3 34 24 1 36 17 1 36 20 2 36 21 3 36 23 1						30	21	1	ı
32 20 3 34 16 1 34 18 2 34 19 3 34 24 1 36 17 1 36 20 2 36 21 3 36 23 1								1	(
34 16 1 34 18 2 34 19 3 34 24 1 36 17 1 36 20 2 36 21 3 36 23 1							19	2	
34 18 2 34 19 3 34 24 1 36 17 1 36 20 2 36 21 3 36 23 1						32	20	3	
34 19 3 34 24 1 36 17 1 36 20 2 36 21 3 36 23 1						34	16	1	(
34 24 1 36 17 1 36 20 2 36 21 3 36 23 1						34	18	2	•
36 17 1 36 20 2 36 21 3 36 23 1						34	19	3	:
36 20 2 36 21 3 36 23 1								1	
36 21 3 36 23 1						36	17	1	(
36 23 1						36	20	2	
						36	21	3	
36 25 1						36	23	1	
						36	25	1]
$oxed{36}$			The state of the s	1	1				

			05	- 7.50	001
公売年度	公売回数	入札番号	椪	番	号

	03 Z30				(単位	立:胸高直径 (em, 樹高 r	n,材積 m³)
樹 種 名	生 被 別	態様区分	材 種	品 質	胸高直径	樹 高	本 数	材 積
ヒノキ	生立木	生立木	一般材	正常	38	21	2	2. 080
					38	23	2	2. 320
					38	27	1	1. 410
					40	19	1	1. 000
					40	21	1	1. 130
					40	22	1	1. 200
					42	19	1	1. 090
					44	24	1	1. 560
					樹種	 計	62	46. 400
					椪	計	62	46. 400

第2号 物件明細書 (ヒノキ全幹材 92年生)



公売年度	公売回数	八化金万	椪	250	万
			05-	- Z50	102

	05- Z	5002			(単位	:胸高直径 c	:m, 樹高 m	、材積 m ³)
樹 種 名	生 被 別	態様区分	材 種	品 質	胸高直径	樹高	本 数	材積
ヒノキ	生立木	生立木	一般材	正常	22	22	1	0. 440
					26	22	1	0. 590
					28	22	1	0. 660
					28	23	1	0. 700
					30	21	2	1. 400
					30	22	1	0. 740
					32	17	1	0.610
					32	19	1	0. 690
					32	20	1	0. 740
					32	21	3	2. 340
					32	22	1	0. 830
					32	23	5	4. 350
					32	24	2	1. 840
					34	18	1	0. 720
					34	21	5	4. 300
					34	22	2	1. 820
					34	24	1	1. 010
					36	19	1	0.840
					36	21	2	1. 900
					36	22	1	1. 000
					36	24	1	1. 120
					36	25	3	3. 510
					38	20	1	0. 980
					38	21	1	1. 040
					38	22	4	4. 400
					38	25	1	1. 280
					40	20	2	2. 140
					40	21	2	2. 260
					40	24	1	1. 330
					40	25	1	1. 400

公売年度	公売回数	入札番号	椪	番	号
			05-	002	

	05 Z50	102			(単	位:胸高直径	cm, 樹高	m, 材積 m ³)
樹 種 名	生被別	態様区分	材 種	品質	胸高直径	樹高	本 数	材 積
ヒノキ	生立木	生立木	一般材	正常	40	26	1	1. 460
					樹	重計	52	48. 440
						計	52	48. 440

売買契約書

売買物件の 所在場所	南信森	茶林管	で理署 山戸		面和	責(ha)				
	区分	;	樹種	本 数(本)	7	材 積	(m³)		
販売物件の 種類及び数量	素材									
	内訳									
売買代金	売買	(什	代 金					円		
光貝 代金	うち消	費稅	税抜代金				円			
契約保証金				免除						
	官収分	<u> </u>	分収額						円	
	百収入	1	うち消費	脱抜代金					円	
売買代金の分収額	民収分		分収額						円	
官行造林立木竹	氏収欠	I	うち消費	脱抜代金					円	
分収造林立木竹	分収権	耆								

- * 概算販売の場合には、上記の売買物件の種類及び数量は予定、売買代金は概算売買代金である。
- * 本物件は、持続可能な森林経営が営まれている森林から合法的に伐採されたものである。

売	現金納付分	売買金額				円	納付期限			
買		延納金額				円	延納期間			日間
代	延納分	延納利息				円	延納期间			カ月
金納	延 州1 万	延納担保 金額			IJ	円上	担保の種類			
		延納利率			年	%	同提供期限	年	月	日
付の		延納金額				田	7.7.4.1 Hall		~	日間
方		延納利息				円	延納期間			カ月
法	分割延納分	延納担保 金額			IJ	円上	担保の種類			7.77
		延納利率		年	%		同提供期限	年	月	F
	関物件の 度方法	現地立会	省略	売買物件 の引渡期間 (期限)		代金	金納付の日又は	延納担保提	供の日	
	買物件の 出期間(期限)	2ヶ月								
	買(使用) 内の指定						施設設置 等の指定			
特彩	 事項	別紙のと	おり							

売渡人と買受人は、本契約書及び国有林野事業林産物売買契約約款によって売買契約を 締結したので、その証として本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

売 渡 人 長野県伊那市山寺1499-1 分任契約担当官 南信森林管理署長 滝 勝也

買 受 人

素材公売における特約事項

1. 事業の着手・終了について

事業の着手及び終了の際には、事前に森林事務所に連絡するとともに、森林官の指示事項を遵守してください。

2. 作業時の注意・調整事項について

物件所在地付近で造林請負事業を実施しております。造材やトラック運材作業を 実施する際は事業者間で連絡調整してください。

なお、林道等の通行の際は防衛運転に努めてください。

3. 搬出について

物件の搬出期限については引渡し後2ヵ月とします。

なお、環境保全等のため、打出し・梢端部等についても搬出することとし、物件の搬出作業終了後は、重機等作業ポイントの路面整地を実施してください。

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

- 第1条 甲(売渡人をいう。以下同じ。)は、乙(買受人をいう。以下同じ。)が次の 各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除す ることができる。
 - (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、 法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をい う。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与 している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止 等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。 以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下 同じ。)であるとき。
 - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を得る目的、又は第三者に 損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用する などしているとき
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

- 第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

- 第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、 かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。
- 2 乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者(以下「解除対象者」という。) を売買物件の全部又はその一部の販売又は譲渡の相手及び買受けに伴う作業の請 負人又は当該作業を受託した者(以下「転売先等」という。なお、買受けに伴う作 業の請負又は委託が数次にわたるときは、全ての請負先又は委託先を含む。)とし

ないことを確約する。

(転売等に関する契約解除)

- 第4条 乙は、引渡前(立木販売・概算販売については、搬出・引渡完了時まで)に 転売先等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該転売先等との 契約を解除し、又は転売先等に対し当該解除対象者(転売先等)との契約を解 除させるようにしなければならない。
 - 2 甲は、乙が転売先等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは転売先等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該転売先等との契約を解除せず、若しくは転売先等に対し当該解除対象者(転売先等)との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(契約解除による売買代金の返還等)

- 第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、 搬出未済の物件(伐倒木及びその加工品を除く。)であって当該契約の解除さ れた部分に係るものは、甲に帰属するものとし、甲は、これに相当する代金を 乙に返還するものとする。
 - 2 前項の規定により甲から乙に返還される金額に対しては、利息を付さない。
 - 3 第1項により甲から乙に代金を返還する場合は、甲はその代金の算定に必要な 調査を行うものとし、乙はその調査に要する費用の全てを支払うものとする。
 - 4 甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、乙が甲に納付した契約保証金は甲に帰属し、契約保証金が免除されているときは売買代金の100分の10に相当する金額を違約金として、甲の指定する期限までに甲に納付しなければならない。
 - 5 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合 において、甲に損害が生じたときであって、前項の規定によりその損害の全部を 償うことができないときは、その不足額を賠償するものとする。
 - 6 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、 これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。
 - 7 乙は、引渡後(立木販売・概算販売については、搬出・引渡完了時以降)に自ら又は転売先等が解除対象者であることが判明したときは、売買代金の100分の10に相当する金額を違約金として、甲の指定する期限までに甲に納付しなければならない。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は転売先等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は転売先等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。